



平成30年度

二酸化炭素排出抑制 対策事業費等補助金

(省エネ型中・大型浄化槽システム導入推進事業)

公募要領

2015年12月にパリ協定が採択されて以降、国際社会は以前にも増して、地球温暖化対策を本格化させています。気候変動枠組条約の加盟国196カ国全てが参加するこの協定によって、各国がそれぞれの国情と能力に合わせて自主的に温室効果ガスの削減目標を国連に提出し、その達成のため、削減に向けた国内の対策を取ることが義務づけられました。これに基づき、我が国では、2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で26%の削減を目指して、エネルギー対策特別会計を計上、地球温暖化を抑止する為の様々な施策を実施しています。

その一環として、環境省は、既設の大型合併処理浄化槽の処理工程におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する為、旧来の老朽化した設備を廃して、高効率機械設備等を導入・改修する事業の補助を開始しました。

それが昨年度に実施・交付された「平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業）」です。

浄化槽分野において、より一層の低炭素化を図る為、環境省は、予算規模と補助対象範囲を拡大した「平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ型中・大型浄化槽システム導入推進事業）」を本年度に実施することを決定しました。

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会（以下、「全浄連」といいます。）は、平成30年3月、環境省より、この補助金交付事業の執行団体として採択されました。

これを受け、全浄連は、浄化槽分野における低炭素社会への対応を推進すべく、平成30年4月より「平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ型中・大型浄化槽システム導入推進事業）」に係る補助事業者の募集を開始いたします。



概要



「平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ型中・大型浄化槽システム導入推進事業）」（以下、「本補助金」といいます。）は、以下の2通りの事業を補助対象とします。

Type 1

51人槽以上の既設合併処理浄化槽について、エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制できる、各種機械設備を最新型機器（高効率ブロワ等）へと改修する、もしくはインバーター制御装置等を導入する事業

Type 2

旧構造基準に基づき設置された101人槽以上の大型合併処理浄化槽（ブロワを使用するものに限る）について、構造の刷新やコンパクト化によって高い省エネルギー効果が見込まれるような浄化槽本体の交換事業

予算規模

10億円

（超過した場合は、最大で6億円規模の予算枠追加予定）

募集期間

平成30年

4月～10月31日

（予算満額となった場合は、その時点で募集終了となります）

本補助金の目的

本補助金は、既設中・大型合併処理浄化槽の処理工程におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を図るために高効率な機械設備等を導入する事業（以下「補助事業」といいます。）に要する経費の一部を補助することで、地球環境保全及び生活環境の保全に資することを目的としています。

補助金の額

補助金額は、2通りの事業のどちらを行うかによって考え方が異なります。

Type 1

51人槽以上の中・大型浄化槽に係る機械設備等の改修・導入事業
補助金の額は**総事業費(税抜)の2分の1**になります。

Type 2

101人槽以上の旧構造基準型既設大型浄化槽に係る本体交換事業
補助金の額は**浄化槽交換工事価格(税抜)の2分の1**になります。

用語の定義

本補助金……平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ型中・大型浄化槽システム導入推進事業）をいいます。

補助事業……本補助金の交付対象となる事業をいいます。

申請者……本補助金の交付を申請する事業者をいいます。

補助事業者……本補助金交付の決定を受け、補助事業を行う事業者をいいます。

請負業者……補助事業者が補助事業を行うにあたって工事の発注を行う場合に請け負う事業者をいいます。

補助事業者の要件

- 民間企業（個人事業主を含む）
- 一般法人、独立行政法人等（国立大学法人、公立大学法人を含む）
- 都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合
- 住宅団地の管理組合等
- 学校法人、医療法人、社会福祉法人 等
- その他、環境大臣の承認を得て、全浄連が適当と認める者

以上のいずれかに該当し、且つ、定款、経理状況証明書、組織の概要となる資料（パンフレット等）、浄化槽法第11条検査報告書、暴力団排除に関する誓約書をはじめとした必要書類を全て提出することができる浄化槽管理者

補助事業者の責務

- 法令・公序良俗の遵守
- 補助事業の円滑な実施（交付規程 第8条の九）
- 完了年度 及び その後3年間の事業報告（交付規程 第16条、様式第16）
（主として CO2削減効果報告書 及び 浄化槽法第11条検査報告書 で構成）
- 補助事業により取得した財産について取得財産等管理台帳を備えること
（交付規程 第8条の13、様式第10）
- 上記財産について、補助事業（「省エネ型中・大型浄化槽システム導入推進事業」）
によって取得したものである旨を明示すること（交付規程 第8条の13）
- 単価50万円以上の上記財産に係る15年間の処分制限（交付規程 第8条の14）
（破損・故障等やむを得ない理由で廃棄する場合は全浄連に処分申請）

補助事業の要件

今年度、補助金の対象となる事業は大きく分けて2種類あります。

Type 1

51人槽以上の中・大型浄化槽に係る機械設備等の改修・導入事業

1. 補助事業の対象となる機械設備等の要件

原則として、下水道法に基づく予定処理区域以外の地域における農業集落排水施設、漁業集落排水施設を除いた、51人槽以上の既設中・大型合併処理浄化槽に設置された（あるいは設置する）電動の機械設備等

※浄化槽法第2条の一より「工場排水」が流入している汚水処理施設は浄化槽の定義に当てはまらない。

2. 補助事業の要件

上記要件を満たす機械設備の改修・導入によって、事業の対象となった機器の合計年間消費電力量を事業前に比して5%以上削減できること。

(モーター効率クラスIE3と同等以上の省エネ型ブロワへの更新は必須)

※事業対象となる機械設備等についての考え方

IE1モーターを採用する旧式ブロワをIE3モーター採用型の新式ブロワへ更新する、劣化したポンプ他の機械設備を更新する、タイマー・インバーター制御装置を利用して運転時間の改善を図る、といった事業の他にも、その機械設備等を更新・導入していただくことによって得られる二酸化炭素削減量を、計算式を含めた形で明確な根拠を添えた上で定量的にご提示いただければ、上記例の事業と同様に、審査にて検討いたします。

例えば、インバーター制御装置を導入することによって電流の周波数を低減する事業を行うとして、周波数をどれだけ下げるとモーターの回転数がどれだけ下がるのか、回転数が下がるとモーター出力がどれだけ下がるのか、それによって消費電力量がどれだけ削減されるのか、具体的な数字によって示していただければ、それは補助事業としての要件を満たすものとして審査の対象になります。

Type 2

101人槽以上の旧構造基準型既設大型浄化槽に係る本体交換事業

1. 補助事業の対象となる浄化槽の要件

原則として、下水道法に基づく予定処理区域以外の地域における農業集落排水施設、漁業集落排水施設を除く、旧構造基準（昭和55年以前）に基づき設置された101人槽以上の既設大型合併処理浄化槽で、ブロワを使用するもの

※浄化槽法第2条の一より「工場排水」が流入している
汚水処理施設は浄化槽の定義に当てはまらない。

2. 補助事業の要件

上記要件を満たす浄化槽本体を、省エネ型の最新式浄化槽に交換することによって、年間消費電力量を大幅に削減できること。

3. 補助対象経費

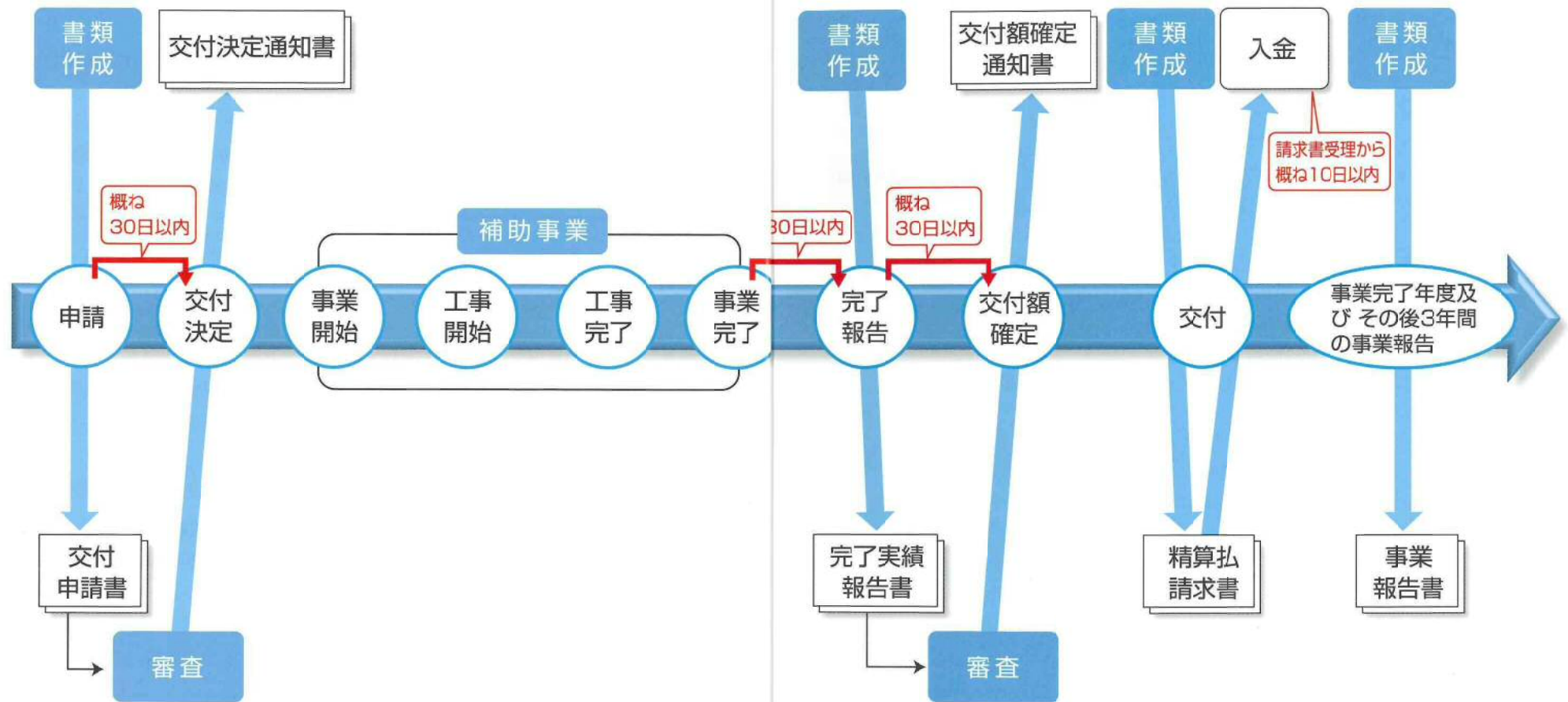
補助対象となる経費は総事業費ではなく、以下に当てはまる費目になります。

- 材料費
浄化槽本体（躯体、ブロワ、ポンプ、制御盤、スクリーン等）・原水ポンプ槽
- 仮設工事費（山留め工事・水替え工事にかかる費用は対象外）
- 掘削工事費
- 基礎工事費
- 据付工事費
- 埋戻工事費
- 上部スラブ工事費
- 設備工事費（二次側配管のみ）
- 電気工事費（二次側のみ）

※支柱工事費や擁壁工事費、既設浄化槽撤去工事費は補助対象外

事業の流れ

補助事業者 (交付決定を受けるまでは申請者と呼びます)



全浄連並びに一部会員団体

申請について

1. 交付申請書類の書式

全浄連 WEBサイト (<http://www.zenjohren.or.jp/index.html>) の本補助金特設サイトよりダウンロードして作成してください。

2. 募集期間

平成30 (2018) 年 4月～10月31日

(予算満額となった場合は、その時点で募集終了)

3. 応募方法

申請書類は紙媒体、電子ファイル双方の形式で共にご提出ください。

・紙媒体

所定の書類一式を**正本1部**、**副本2部** (副本は全頁正本のコピーで構いません) の計3部ご用意ください。一部ずつ一冊のフラットファイルに綴じ、それぞれ資料毎にインデックスを付した後、計3冊のファイルを封筒等に入れ、次ページに記す各送付先までお送りください。この時、発送物の表面などわかりやすい箇所に、申請者の名称をご記入いただき、更に「**省エネ事業応募書類**」と朱書きで記してください。

また、申請書類や完了実績報告書類を始めとした各提出書類の他、全浄連よりお送りする各書類について、事業の担当者とは別に窓口となる方がいる場合には、必ずその方の連絡先を**名刺や送付状等**の形で申請書類に付してください。

・電子ファイル

所定の書類一式を、一つのPDFファイルにまとめたものと、Microsoft Word・Excelで作成したそれぞれのファイルを併せて e-con@zenjohren.or.jpまで電子メールでお送り下さい。

審査について

受け付けた申請書類は、全浄連が審査基準に基づき、中立性と公平性の立場を遵守して、審査を行います。

通常、**申請書類を受け付けてから30日以内**に審査結果を申請者ないし提示された連絡先へお知らせします。

審査結果によっては、事業計画の見直しや書類の修正をお願いすることになります。

あらかじめご承知おきください。

各書類送付先一覧

浄化槽設置住所が属する都道府県によって、書類の送付先は異なります。
必ずご確認くださいの上で、各書類をお送りください。

北海道	公益社団法人 〒062-0935	北海道浄化槽協会 札幌市豊平区平岸 5 条 7-7-10	担当：三上 聡 TEL 011-823-4755
岩手県	公益社団法人 〒020-0891	岩手県浄化槽協会 紫波郡矢巾町流通センター南 3-5-8	担当：松本 実 TEL 019-614-0066
宮城県	公益社団法人 〒983-0035	宮城県生活環境事業協会 仙台市宮城野区日の出町 2-5-15	担当：藤岡 卓夫 TEL 022-783-8070
福島県	公益社団法人 〒960-8055	福島県浄化槽協会 福島市野田町 1-16-35 シャンテ野田 2F	担当：嶋原 己八 TEL 024-531-1778
茨城県	公益社団法人 〒310-0845	茨城県水質保全協会 水戸市吉沢町 650-1	担当：藤田 淳一 TEL 029-291-4000
埼玉県	埼玉県生活環境保全協同組合 〒338-0012	埼玉県さいたま市中央区 4-10-8 ドミール大戸 103 号室	担当：平井 里江子 TEL 048-711-6433
千葉県	一般社団法人 〒260-0024	千葉県浄化槽協会 千葉市中央区中央港 1-11-1	担当：笹山 実 TEL 043-246-2355
東京都	一般社団法人 〒135-0052	東京都水環境システム協会 江東区潮見 1-23-5	担当：小黑 次平 TEL 03-6458-4614
神奈川県	公益社団法人 〒235-0045	神奈川県生活水保全協会 横浜市磯子区洋光台 6-1-1 洋光台ファミリーコアビル 3F	担当：伊藤 強 TEL 045-830-5720
山梨県	一般社団法人 〒400-0046	山梨県管工事協会 甲府市下石田 2-30-25	担当：河口 喜久雄 TEL 055-227-2811
長野県	公益社団法人 〒380-8570	長野県浄化槽協会 長野市南長野幅下 692-2 県庁東庁舎 4F	担当：村田 博 TEL 026-234-7637
新潟県	一般社団法人 〒950-0965	新潟県浄化槽整備協会 新潟市中央区新光町 15-2 県公社ビル 4F	担当：大岩 芳勝 TEL 025-283-2048
富山県	公益社団法人 〒930-0083	富山県浄化槽協会 富山市総曲輪 2-1-3 富山商工会議所ビル別館 7F	担当：粟林 弘明 TEL 076-421-1208
静岡県	一般社団法人 〒422-8043	静岡県浄化槽協会 静岡市駿河区中田本町 2-10 A-101	担当：増尾 昌吾 TEL 054-283-7055
愛知県	一般社団法人 〒453-0017	愛知県浄化槽協会 名古屋市中村区則武本通 1-31	担当：中西 孝幸 TEL 052-481-7200
大阪府	一般社団法人 〒591-8032	大阪府環境水質指導協会 堺市北区百舌鳥梅町 1 丁 24-3	担当：梅田 拓也 TEL 072-256-1056
兵庫県	一般社団法人 〒650-0047	兵庫県水質保全センター 神戸市中央区港島南町 3-3-8	担当：城戸 正輝 TEL 078-306-6020
和歌山県	一般社団法人 〒640-8032	和歌山県浄化そう協会 和歌山市南大工町 26 環境会館 4F	担当：吉田 和子 TEL 073-431-6291

島根県	一般社団法人 〒690-0001	島根県浄化槽協会 松江市東朝日町 112	担当：尾崎 敬 TEL 0852-24-8160
岡山県	一般社団法人 〒703-8282	岡山県浄化槽団体協議会 岡山市中区平井 1097	担当：岡崎 忠義 TEL 086-276-8585
徳島県	公益社団法人 〒770-8001	徳島県環境技術センター 徳島市津田海岸町 2-33	担当：原岡 艶甲 TEL 088-636-1234
香川県	公益社団法人 〒761-8012	香川県浄化槽協会 高松市香西本町 1-106	担当：西本 英里香 TEL 087-881-6600
高知県	一般社団法人 〒780-8031	高知県浄化槽協会 高知市大原町 87-8 (株)高知県設備会館 2F	担当：森本 香 TEL 088-832-2135
福岡県	一般財団法人 〒811-2412	福岡県浄化槽協会 糟屋郡篠栗町大字乙犬 966-2	担当：平本 博樹 TEL 092-947-1800
鹿児島県	公益財団法人 〒890-0073	鹿児島県環境保全協会 鹿児島市宇宿 2-9-9	担当：牧 浩一 TEL 099-296-9002
沖縄県	公益社団法人 〒901-1202	沖縄県環境整備協会 南城市大里字大里2013(一財)沖縄県公衆衛生協会2F	担当：田港 朝幸 TEL 098-835-8833

●以上の都道府県に含まれない住所に設置された浄化槽に係る書類は以下にお送り下さい。

その他の都道府県	一般社団法人 全国浄化槽団体連合会 〒162-0844 東京都新宿区市谷八幡町13番地 東京洋服会館7階	TEL 03-3267-9757
----------	---	------------------

お問い合わせ先


本補助金に関するお問い合わせは、全浄連事務局までお寄せください。

TEL: 03-3267-9757 FAX: 03-3267-9789

Mailアドレス : info@zenjohren.or.jp

Type1 担当：杉浦 ・ 加藤

Type2 担当：昇 ・ 渡邊

The logo consists of the words 'ZEN', 'JOH', and 'REN' stacked vertically in a bold, white, sans-serif font. The text is contained within a purple rectangular box with a decorative, wavy top edge. The background of the entire page is a soft-focus, light green image of water with bubbles and a reed-like plant stem.

ZEN
JOH
REN

〒162-0844

東京都新宿区市谷八幡町13番地 東京洋服会館7階

TEL. 03-3267-9757 FAX. 03-3267-9789

<http://www.zenjohren.or.jp/>

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会

平成30(2018)年4月2日